

質問			回答
1	目的	この支援金の目的を教えてください。	長引く物価高騰による影響を受けている医療機関等において、事業の質の確保、持続的な運営、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等の事業継続を支援し、もって本市の医療等の維持を図るものです。
2	支給対象	対象となる施設はどこですか。	令和7年6月1日現在、東大阪市内に開設しており、かつ、施設種別ごとに定める以下の要件を満たしている保険医療機関等が対象です。ただし、申請日時点で休止又は廃止している施設、運営の実態がない施設は対象外です。また、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者が開設又は関係している施設も対象外です。 ①病院、診療所及び薬局 (ただし、令和7年6月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限ります。) ②助産所 (ただし、令和7年6月1日以前に開設をした助産所に限ります。) ③施術所 (ただし、令和7年6月1日以前に開設している施術所のうち、令和7年6月1日以前に療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び大阪府知事から承諾又は登録の通知を受けている施術所に限ります。) ④歯科技工所 (ただし、令和7年6月1日以前に開設をした技工所に限ります。) ⑤指定訪問看護事業所 (ただし、令和7年6月1日以前に指定訪問看護事業所の指定を受けた施設のうち、介護保険適用の訪問看護のみを行っている訪問看護事業所を除きます。) ※上記の条件を満たした施設で、令和7年6月2日以降に、施設の移転や個人事業主の法人化、受領委任の施術管理者の変更等により再度指定(登録、承諾)を受け直した施設については交付対象となります。
3	支給対象	なぜ、保険医療機関の指定や受領委任を取り扱う者として登録(承諾)を受けていないと対象にならないのですか。	今回の支援金は、原則として、診療報酬などの公定価格で運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等を対象としているため、そうした条件を付しています。
4	支給対象	受領委任の取扱いを受けていないのですが、支給対象になりますか。(施術所)	支給の対象となりません。
5	支給対象	医科・歯科それぞれの保険医療機関指定がある場合は、2つの医療機関であるとしてそれぞれ申請ができるのか。	保険医療機関の指定が別であったとしても、1つの医療機関として開設されているため、医科(歯科併設)の場合は「医科診療所」として、歯科(医科併設)の場合は「歯科診療所」として、いずれか一方の保険医療機関として申請してください。(重複申請はできません。)
6	支給対象	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所を同一の開設者が同一の場所で運営している場合、要件を満たしていれば、2件分の申込みができますか？	ひとつの施術所とみなしますので、いずれか一方の業区分により、1件の申込みとしてください。
7	支給対象	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を開設し、併せて、自らの自宅にて出張専門施術者としての届出(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう法第9条の3)もしている場合、2件分の申込みができますか。	別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が要件を満たしていれば、2件分の申込みが可能です。

8	支給対象	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所の両方を運営しており、施術所の所在地が異なっている場合は、2件分の申込みができますか。	別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が要件を満たしていれば、2件分の申込みが可能です。
9	支給対象	6月1日付の開設届を6月5日に届出しましたが、支給の対象になりますか。	①病院、診療所及び薬局:令和7年6月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設であれば対象です。 ②助産所:対象です。 ③施術所:令和7年6月1日以前に受領委任の取扱いにかかる厚生(支)局長及び大阪府知事からの承諾の通知を受けている施術所であれば対象です。 ④歯科技工所:対象です。 ⑤指定訪問看護事業所:令和7年6月1日以前に指定を受けた施設であれば対象です。
10	支給対象	市の施設は対象ですか。	市及び市外郭団体が運営する施設は対象外です。
11	申込内容	施術所の「開設者」と「施術管理者」が異なる場合、どちらが申込みしたらよいですか。	施術所の「開設者」が申込みしてください。
12	申込内容	「病床数」には何の数字を記入すればよいですか。(病院・有床診療所)	申請日時時点の「許可病床数」(医療法第27条に基づく使用許可を受けた病床数)を記入してください。
13	申込内容	「医療機関コード又は登録記号番号」がわかりません。	【保険医療機関・薬局】 ・「27+点数表コード※+指定通知書の番号(7桁)」 ※点数表コードは、医科1、歯科3、薬局4 - 入力の際は7桁の番号を入力してください。 【柔道整復施術所】 ・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの登録通知書」に記載された、「協」又は「契」+9桁の番号 - 入力の際は9桁の番号の頭に0を入力してください。 (入力例:「契 1234567-8-9」である場合は、「0123456789」) 【あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所】 ・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの承諾通知書」に記載された、10桁の番号 - 入力の際は10桁の番号を入力してください。 (入力例:「12345678-9-0」である場合は、「1234567890」) 【指定訪問看護事業所】 - 指定訪問看護事業者の指定通知書の7桁のステーションコード - 入力の際は7桁の番号を入力してください。 【助産所】 ・「9999999(7桁)」と入力してください。 【歯科技工所】 ・「1111111(7桁)」と入力してください。

14	申込内容	医療機関コード又は登録記号番号を確認したいのですが、診療報酬支払通知書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。	レセプトのオンライン請求が可能な施設は、国保連のオンライン請求システムから支払通知書のPDFデータをダウンロードする等で入手いただくか、発行元に再発行を依頼してください。
15	申込内容	支給金額はどのように計算したらよいですか。	支給金額は、以下のとおりです。 なお、電子申請システムでは金額を自動計算しますので、計算していただく必要はありません。 ①病院・有床診療所(2床以上) 許可病床数×15,000円 ②その他の施設 1施設あたり30,000円
16	振込	振込口座名義は各施設(店舗)の名義でもよいですか。	個人開設の場合は、原則、開設者個人名義の口座をご用意ください。 法人開設の場合は、法人名義の口座(法人名義の口座を有していない場合に限り、代表者の個人名義の口座でも可)をご用意ください。
17	振込	紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいですか。	金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人(フリガナ)、口座種別(普通・当座等)、口座番号が全て確認できる書類が必要となりますので、下記の書類を添付してください。 ・口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なる) ・口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面をスクリーンショットしたもの) ※上記証明書等の入手方法は、当該金融機関のホームページ等でご確認いただくが、当該金融機関にお問い合わせください。
18	振込	申請後、振り込まれるまでどれくらいかかりますか。	申請期間終了後、本市にて審査・交付決定し、令和7年中の振込を予定していますので通帳等で確認をしてください。 (紙での交付決定通知書等は送付しませんのでご注意ください。)
19	その他	支援金は税の対象となりますか。	対象となる場合があります。詳しくは、税務署等にお問い合わせください。
20	その他	交付を受けた支援金の用途に制限はありますか。	本支援金は、物価高騰に係る医療機関等の負担軽減を目的としていますが、支援金の用途に制限はありません。